

## 独立行政法人国立特殊教育総合研究所中期計画

文部科学大臣認可  
平成18年4月1日

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十条の規定により、独立行政法人国立特殊教育総合研究所（以下「研究所」という。）が中期目標を達成するための中期計画を次のとおり定める。

### 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

#### 1 特殊教育に係る实际的・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献

##### （1）国の政策課題及び教育現場のニーズ等に対応した研究の推進

特殊教育のナショナルセンターとして、次の研究に重点化して取り組み、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に貢献する。

- イ 特殊教育政策上重要性の高い課題に対する研究（例：特別支援教育の推進、拡大教材、手話コミュニケーション、脳科学と教育等）
- ロ 教育現場等で求められている喫緊の課題に対応した実際研究（例：LD、ADHD及び自閉症等の研究、通常の学級に在籍する障害のある子どもの指導に関する研究等）
- ハ 国内外の障害のある子どもの教育に関する制度・システム等についての調査研究（例：教育関係法令、交流及び共同学習に係る研究、「個別の教育支援計画」モデル開発等）
- ニ 障害のある子どもの教育内容・方法等に関する調査研究（例：教育課程、教材・教具の開発等）

これらの研究の推進に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- イ 研究成果を教育現場等に迅速に還元するため、研究課題については、その必要性、研究内容等について毎年度見直しを行いつつ、原則として、2年を年限として研究成果をまとめる。
- ロ 研究の推進に当たっては、研究課題毎に時限を定めたチーム編成により、「プロジェクト研究」「課題別研究」等として実施するほか、各業務部門（各部・教育相談センター）の所掌業務に深く関わる課題

については、業務部門を中心としたチーム編成により実施し、政策的に重要な課題や喫緊の課題に弾力的・機動的に対応する。

八 研究を効率的かつ効果的に実施するため、任期付研究員制度を導入する。

## (2) 評価システムの確立による研究の質的向上

研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善を図るため、研究の事前評価として、毎年度、都道府県教育委員会や特殊教育センター、校長会等に対して教育現場のニーズ調査を実施する。

研究の質の向上、研究の効率的・効果的な実施を図るため、研究の間及び終了後における内部評価及び外部評価を行い、その必要性等について毎年度見直しを実施する。

Webサイト上にフォーラムを設置するなど、情報通信技術を活用し、研究課題の企画立案・実施、研究成果のとりまとめに至る工程において、教育現場や研究者からタイムリーに意見や情報収集等を行うシステムを平成19年度までに構築し、平成20年度から運用開始する。

評価システムについて、適宜、見直しを行い、研究成果が教育現場等に対し有効に提供・活用されているか否かについての評価（アウトカム評価）方法や研究エフォートを導入する。

## (3) 大学等の関係機関等との連携・協力体制の強化による総合的な研究の推進

相互の課題認識・研究方法・研究資源などを学校、大学の関係機関等と共有することにより、より効率的かつ効果的に研究を実施する。

イ 研究協力者及び協力機関と連携する。

ロ 新たな研究参画者を全国から広く公募する「研究パートナー制度」を活用する。（毎年度、全研究課題の30%以上で実施）

八 福祉・医療・労働関係機関・団体との連携を一層推進する。

大学などの基礎的研究と研究所の実際的な研究との有機的な連携を図ることにより、実際的な研究の質的向上を図る。

イ 大学や民間などの研究機関等との「共同研究」を毎年度実施する。

ロ 自閉症教育に係る研究について、筑波大学附属久里浜養護学校と相互協力を行う。

## (4) 研究成果の普及促進等

研究成果については、文部科学省等へ提供することにより、国の行政施策の企画立案・実施に寄与する。

研究活動、研修事業、教育相談活動の成果の普及や質の向上、教育現

場等関係機関との情報の共有を図るため、セミナーを年2回以上開催する。

イ これまでの基調講演やシンポジウムを基軸とする構成から、研究協議等参加型の方法を中心としたプログラムに改め、参加者の意見等を集約するなどのフィードバック機能をこれまで以上に強化する。

ロ 参加者定員の90%以上の充足率を確保するとともに、参加者85%以上の満足度を確保する。

研究成果のアウトプットとして、報告書の刊行等を行う。

イ 査読付研究紀要を年1回刊行する。

ロ 毎年度、終了研究課題毎に研究成果報告書を刊行し、必要に応じて、研究中間報告書を刊行する。

ハ 特に重要な研究成果については、教育現場で活用しやすいようにガイドブックやマニュアル等としてまとめ、提供する。

ニ 教材・教具を試作した場合は、これを公開する。

研究成果の口頭又は誌上による発表を通して積極的に成果を普及させる。

イ 研究成果を学会等における口頭又は誌上において中期目標期間中500件以上発表する。

ロ これらの発表内容をデータベース化し、Webで参照できるようにする。

都道府県教育委員会・特殊教育センター等が実施する研修会等への講師派遣及び大学教育への参画を通して研究成果を普及する。

情報通信技術の活用による研究成果の情報提供を行う。

## 2 各都道府県等における特殊教育政策や教育研究及び教育実践等の推進に寄与する指導者の養成

### (1) 都道府県等の特殊教育政策等の推進に寄与する専門性の向上

第1期中期目標期間中において、1年の研修期間で行われている長期研修(特殊教育指導者養成研修)については、研修に対するニーズの変化、都道府県の参加状況を踏まえ、廃止することとし、各都道府県等における政策課題の実現の中核となる指導主事や教職員を対象に、各都道府県等の教育政策や教育研究の推進に寄与するための専門性の向上を図ることを目的とする「研究員制度(仮称)」を平成19年度から新たに導入する。

イ 研究所の「プロジェクト研究」や「課題別研究」に直接参画する。

ロ 受講者に対して、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、修了直後又は修了後1年後を目途として、研修の内容・方法等についてアンケート調査を実施し、平均85%以上の有意義であったとのプラス評価を確保する。仮に、85%を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善する。

- 八 受講者の任命権者である教育委員会等に対し、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、修了1年後を目途として、研修成果の還元内容・方法等についてアンケート調査を実施し、平均80%以上から研修を効果的に活用できている等のプラス評価を確保する。仮に、80%を下回った場合には、研修内容・方法を改善する。
- 二 研究所が設定する受講者数に対する実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%以上となるようにする。仮に、実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%を下回った場合には、受講者数の見直し等、必要な措置を講じる。

## (2) 各障害種別に対応する指導者の専門性の向上

各都道府県等の障害種別毎の教育の中核となる教職員を対象に、講義・演習・研究協議等を通して、その専門性と指導性の向上を図り、各都道府県等の教育実践の充実を図るための研修を実施する。

- イ 障害種別にコースを設け約2か月の期間で実施している短期研修（特殊教育中堅教員養成研修）を、研究成果等の普及等を目的とした専門的かつ技術的な内容に改善する。
- ロ 研究協議等の演習形式を多く取り入れたプログラムを実施するとともに、受講者が受講した内容を実際の業務や活動の中でいかせるものとなるよう逐次カリキュラム等の見直しを実施する。
- 八 受講者に対して、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、修了直後又は修了後1年後を目途として、研修の内容・方法等についてアンケート調査を実施し、平均85%以上の有意義であったとのプラス評価を確保する。仮に、85%を下回った場合には、研修の内容・方法を改善する。
- 二 受講者の任命権者である教育委員会等に対し、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、修了後1年後を目途として、研修成果の還元内容・方法等についてアンケート調査を実施し、80%以上の受講者が、各地域で行う研修、研究会等の企画・立案及び研修の講師として指導的な役割を担っているという結果などプラスの評価を確保する。仮に、80%を下回った場合には、研修の内容・方法を改善する。
- ホ 研究所が設定する受講者数に対する実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%以上となるようにする。仮に、実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%を下回った場合には、受講者数の見直し等、必要な措置を講じる。
- カリキュラムの一部を構成している基礎的な科目について、受講者が事前に履修できるようインターネットを通じた講義配信などを活用する。

( 3 ) 国の重要な特殊教育政策や教育現場の喫緊の課題等に対応する指導者の養成

上記以外に実施している各種の研修・講習会については、各都道府県等において指導的立場に立つ指導主事や教職員を対象として、中央教育審議会答申「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」(平成17年12月)等を踏まえ、特殊教育に係る研究成果等の普及を目的とした特殊教育のナショナルセンターにふさわしい専門的かつ技術的な研修を次のとおり実施する。

イ 特殊教育政策上重要性の高い研修(交流及び共同学習推進指導者研修、特別支援教育コーディネーター指導者研究協議会等)

ロ 特殊教育に係る教育現場等の喫緊の課題に対応した研修(LD・ADHD・高機能自閉症指導者研修等)

ハ 地方公共団体においては単独で実施することが困難な研修(情報手段活用による教育的支援指導者研修等)

これらの研修の実施については、次の事項に留意するものとする。

イ 地方公共団体における同種の研修の実施実態を把握し、研修の必要性、研修内容等について逐次見直しを実施するとともに、各都道府県等において定着し、研究所において実施する必要性が低下した研修については廃止する。

ロ 研修毎に、受講者に対して、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、修了直後又は修了後1年後を目途として、研修の内容・方法等についてアンケート調査を実施し、平均85%以上の有意義であったとのプラス評価を確保する。仮に、85%を下回った場合には、研修の内容・方法を改善する。

ハ 研修毎に、受講者の任命権者である教育委員会等に対し、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、修了後1年後を目途として、研修成果の還元内容・方法等についてアンケート調査を実施し、80%以上の受講者が、各地域で行う研修、研究会等の企画・立案及び研修の講師として指導的な役割を担っているという結果などプラスの評価を確保する。仮に、80%を下回った場合には、研修の内容・方法を改善する。

ニ 研究所が設定する受講者数に対する実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%以上となるようにする。仮に、実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%を下回った場合には、受講者数の見直し等、必要な措置を講じる。

( 4 ) 情報通信技術を活用した研修コンテンツの提供

各都道府県等において、障害のある児童・生徒等の教育に携わる教員の資

質向上を図るため、研究所の行う基礎的な科目に係る研修講義を利便かつ円滑に視聴できるよう措置する。

イ 研修講義のインターネット等による全国配信を実施する。

ロ 免許保有率の向上の取り組みにも資することができるよう現在の配信講義コンテンツの更新及び配信講義コンテンツの体系的な整備を図る。

ハ 講義配信登録機関数を、計画終了年度において300機関以上確保する。

### 3 特殊教育のナショナルセンターとして担うべき教育相談活動の実施による各都道府県等の教育相談機能の質的向上

#### (1) 特殊教育のナショナルセンターとして担うべき個別の教育相談の実施

特殊教育のナショナルセンターとしての役割等にかんがみ、保護者等からの個別の教育相談については、基本的に各都道府県の特殊教育センター等の教育相談実施機関にゆだねることとする。

研究所においては、次の教育相談に限定して実施する。

イ 臨床的研究のフィールドとして必要な教育相談

ロ 発生頻度の低い障害等の各都道府県等では対応が困難な事例に関する教育相談

ハ 国外に在住する日本人学校等の保護者等からの教育相談

これらの教育相談の実施に当たっては、次の事項に留意するものとする。

イ 平成17年度末において教育相談を継続しているケースのうち上記イ～ハに該当しないものについては、保護者等への周知、理解を得つつ、受入先の都道府県等の受入準備状況等を考慮して、各都道府県等に移行する。

ロ 上記イ～ハの教育相談については、満足度アンケートを実施し、80%以上の満足度を確保する。

#### (2) 各都道府県等における教育相談機能の質的向上に対する支援

教育相談実施機関の自己解決力の向上を推進

教育等環境全般に関する総合的なアセスメントや教育相談に関するコンサルテーションを実施する。

その評価に当たっては、教育相談実施機関に係る支援について有用度アンケートを実施し、80%以上から有用であるという結果などプラスの評価を確保、80%を下回った場合には、内容・方法等を改善する。

各都道府県等における教育相談機能等の質の向上に貢献

イ 個人情報の保護に留意しつつ、教育相談やコンサルテーション事例

等を蓄積したデータベースを、平成21年度までに構築・運用し、各種情報を提供する。なお、運用開始後においても、その活用状況を毎年評価し、必要な見直しを行う。

ロ 教育相談に係るマニュアル、ガイドブック等を作成、提供する（5年で3本作成）。

ハ 教育相談年報を年1回刊行する。

### （3）臨床的研究を踏まえた教育相談に関する研究の推進

各都道府県の特設教育センター等の教育相談機関や関係の大学等と共同し、各地域において質の高い一貫した教育相談を実施するための方法・体制づくりの研究、総合的なアセスメント等に関する研究、発達障害や発生頻度の低い障害への相談支援に関する研究を実施する。

イ 教育等環境全般に関する総合的なアセスメント方法を開発する。

ロ 教育相談に関するコンサルテーション手法を開発する。

ハ アセスメントの方法やコンサルテーションの手法に関する研究成果報告書等を刊行する。

## 4 特殊教育に関する総合的な情報提供体制を充実し、研究者・教職員等の研究や専門性、指導力の向上に必要な知識等を提供

特殊教育に関する情報発信センター機能を強化するために、特殊教育のナショナルセンターとしての総合的な情報提供体制の充実を図り、特殊教育に関する研究者・教職員等の研究や専門性、指導力の向上に必要な基礎的知識・専門的知識等を教育現場等に提供する。

特殊教育のナショナルセンターとして、特殊教育に係る総合的な情報を提供し、閲覧や貸出等のニーズに対応する。

イ 大学における研究成果も含めた特殊教育に関する国内外の図書・資料等（とりわけ実践研究の論文・資料）を収集・蓄積し、購入・製本により5年間で3,000冊（年間600冊）増加させる。

ロ 利用者に対して、特殊教育に係る情報を入手できたかどうかアンケート調査を行い、85%以上の満足度を確保する。

研究所の所有する特殊教育関係文献目録、特殊教育実践研究課題、所蔵雑誌・資料等、所蔵図書目録に関する情報のデータベース化、研究所Webサイトを通じた利用体制を構築する。

イ データベース登録件数を30,000件（年間6,000件）増加させる。

ロ データベースアクセス件数を年間500,000件確保する。

研究所のプロジェクト研究・課題別研究等の研究成果報告書及び刊行物については、Webサイトから閲覧できるよう措置する。

特殊教育に関する最新の動向や研究成果の普及を図るため、メールマガジン講読希望者をWebサイトより募集し、メールマガジンを配信する。

## 5 諸外国の研究機関との連携・協力、交流の推進及びアジア諸国における特殊教育の発展・充実に向けた国際貢献

### (1) 諸外国の研究機関との連携・協力、交流の推進による特殊教育の国際的な情報発信センター機能の充実

主要国等に海外調査協力員をおき、特殊教育に関する諸外国の情報を戦略的・組織的に収集・分析するとともに、国際比較研究を推進する。

研究員の国際学会への参加発表等のため、年平均10名以上研究員を派遣する。

アジア・太平洋の国々との情報交流の拠点としてのハブ的機能を整備し、アジア・太平洋特殊教育国際セミナー参加国の情報を収集、発信する。また、我が国の特殊教育の取組や研究成果を国内外に対し紹介する。

研究所の研究成果を広く海外に紹介するためのニュースレターを年1回以上発行する。

アジア・太平洋地域の特殊教育の発展に資するため、「特殊教育ジャーナル(仮称)」等を刊行する。

イ アジア・太平洋地域の関係各国との協同により「特殊教育ジャーナル(仮称)」を年1回刊行する。

ロ 「世界の特殊教育」を年1回発行する。

ハ 英文紀要「NISE Bulletin」を2年に1回発行する。

### (2) 特殊教育の発展・充実に向けた国際貢献の推進

アジア・太平洋特殊教育国際セミナーを、日本ユネスコ国内委員会と協力し、引き続き、年1回開催する。

政府の国際協力の一環として、アジア諸国を中心に、諸外国における特殊教育の発展を支援するとともに、政府の要請に基づき、OECD等の国際機関等が行う国際会議、事業等へ研究員を派遣する。

交流協定に基づく外国人研究者との研究交流、外国人研究者の招聘等による研究交流を実施する。

イ 交流協定に基づく国際セミナー(日本韓国国際セミナー等)を年1回開催する。

ロ 年平均20名以上の外国人研究者を受け入れる。

業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置



- ( 1 ) 冷暖房機の温度設定などの省エネルギー対策や所内LANの一層の活用によるコピー代の縮減など、日常的な経費の削減に努める。さらに、年間使用予定分の消耗品等について一般競争契約等を活用することにより、退職手当及び特殊要因経費を除き毎事業年度において、対前年度比一般管理費3%以上、業務経費1%以上の業務の効率化を図る。
- ( 2 ) 事務手続きの簡素化の推進により、業務量の削減を図る。
- ( 3 ) 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成22年度の人件費を平成17年度の人件費に比べて5.0%以上の削減を行う。ただし、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分については削減対象より除く。なお、人件費の範囲は国家公務員でいう職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当を含み、退職手当及び福利厚生費は含まない。
- ( 4 ) 国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。

#### 予算、収支計画及び資金計画

- ( 1 ) 中期計画予算  
別紙のとおり
- ( 2 ) 平成18年度～22年度収支計画  
別紙のとおり
- ( 3 ) 平成18年度～22年度資金計画  
別紙のとおり

#### 短期借入金の限度額

限度額2億円

短期借入金が想定される事態として、運営費交付金の受入れが遅延する場合や予想外の退職手当などに対応する場合を想定。

#### 外部資金導入の推進

関係機関、民間企業等から広報面、資金面で可能な限り協力が得られるよ

う積極的に働きかけるとともに、研究のより一層の充実のため、競争的資金の獲得に努めるものとする。

会計処理システムによる財務管理や会計処理の実施。

剰余金の使途

研究の高度化・高品質化のための経費に充当する。

その他主務省令で定める業務運営に関する事項

( 1 ) 筑波大学附属久里浜養護学校との連携

筑波大学附属久里浜養護学校との連携の下に、自閉症児の教育に関する指導方法・内容等についての実際的研究を行うこととする。

( 2 ) 施設・設備に関する計画

研究活動、研修事業、教育相談活動、情報普及活動及び国際交流活動を安全、かつ、円滑で効率的に実施できるような環境を確保するとともに、障害者や高齢者をはじめ、広く一般の方々が来所しやすい施設・設備の整備を図る。また、生涯学習の観点から施設の一般公開を更に推進する。

本中期計画期間中に整備する施設・設備は別紙のとおりである。

( 3 ) 人事に関する計画

方針

研究活動、研修事業、教育相談活動、情報普及活動及び国際交流活動を効率的に行うため、適正に人員を配置する。

人員に係る指標

常勤職員については、その職員数の抑制を図る。

( 参考 ) 中期目標期間中の人件費総額

中期目標期間中の人件費総額見込み

3, 417 百万円

但し、上記の額は、常勤の役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

その他

- ・ 客員研究員等の活用による研究活動の活性化
- ・ 人事交流の促進

( 4 ) 中期目標期間を越える債務負担に関する計画

電子計算機の賃貸借期間平成 2 0 年から 2 3 年までの 4 年間